

# 高齢者等の居住安全（バリアフリー）改修に伴う固定資産税減額申告書

年 月 日

(宛先) 鶴ヶ島市長

次の固定資産について、地方税法附則第15条の9第4項又は5項に規定する高齢者等の居住の安全性の向上等の改修に伴う固定資産税の減額の適用を受けたいので、鶴ヶ島市税条例附則第10条の3の規定に基づき申告します。

納 税 義 務 者	住 所												
	氏 名												
	個人番号又は 法人番号												
	電 話 番 号												
所在地番	鶴ヶ島市												
家屋番号													
種類・構造	種類（用途）	構造											
床面積	居住部分	m <sup>2</sup>	居住以外	m <sup>2</sup>	合計	m <sup>2</sup>							
建築年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日										
改修 工事	<input type="checkbox"/> 廊下の拡幅	<input type="checkbox"/> 階段の勾配緩和	<input type="checkbox"/> 浴室の改良	<input type="checkbox"/> トイレの改良									
	<input type="checkbox"/> 手すりの設置	<input type="checkbox"/> 屋内の段差解消	<input type="checkbox"/> 引戸への取替工事	<input type="checkbox"/> 床表面の滑り止め									
改修工事完了年月日	年 月 日	居住状況	氏 名										
改修に要した費用	①	円	1) 65歳以上の者										
補助金・給付金等の額	②	円	2) 要介護・要支援認定者										
差引 ① - ②	③	円	3) 障害者										
備 考	※ 改修工事完了日から3月以内に申告書が提出できなかった理由												

- 添付書類
- 納税義務者の住民票
  - 居住要件の確認できる書類
    - … 65歳以上の者の住民票、要介護・要支援認定者の介護保険被保険者証の写し、障害者であることの確認できる書類の写し
  - 改修工事の内容・費用などの確認できる契約書など及び領収書の写し
  - 居住安全（バリアフリー）改修工事であることを証明する書類
    - … 建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関等のいずれかが証明したもの
  - 補助金・給付金等の交付決定通知書の写し
  - 改修箇所の図面、工事写真（改修前及び改修後）